2018年度障害者総合支援法等審査事務研究会報告書

障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査支払事務の効果的、効率的な実施について

＜別冊＞

平成31年3月29日

公益社団法人国民健康保険中央会

目　次

1. 査定の導入について

1－1.これまでの検討内容 ・・・ P. 2
（1）査定導入の必要性 ・・・ P. 2
（2）査定の導入に向けた検討経緯と検討課題 ・・・ P. 3
1－2.査定の導入に係る課題の検討状況 ・・・ P. 4
（1）査定の対象とする体制等加算の整理 ・・・ P. 4
（2）影響調査中の課題について ・・・ P. 7
1－3.査定導入に向けた検討の方向性 ・・・ P. 9
（1）今後の検討等について ・・・ P. 9

2. 台帳情報等参照機能について

（1）台帳情報等参照機能の追加の背景 ・・・ P. 12
（2）台帳情報等参照機能概要 ・・・ P. 13
（3）基本機能の概要 ・・・ P. 14
（4）台帳情報参照機能の概要 ・・・ P. 16
（5）請求情報参照機能の概要 ・・・ P. 20
（6）今後の検討事項 ・・・ P. 22

3. 統計機能の拡充について

（1）検討の目的 ・・・ P. 24
（2）今年度の検討内容 ・・・ P. 25
（3）今後の検討事項 ・・・ P. 28

目　次

4. 2018年度障害者総合支援法等審査事務研究会の開催状況

４－1.研究会委員名簿 ・・・ P. 30

４－2.ワーキング・グループ委員名簿 ・・・ P. 31

４－3.障害者総合支援法等審査事務研究会開催状況 ・・・ P. 32

４－4.今年度のスケジュールについて ・・・ P. 33

１．査定の導入について

１－１．これまでの検討内容

（1）査定導入の必要性

○社会保障審議会障害者部会において、2015年12月14日に取りまとめられた報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」では、持続可能で質の高いサービスの実現に向け、「障害福祉サービス関係予算額が10年間で2倍以上に増加しており、国・地方自治体の財政状況にも配慮する必要がある。」とされた。

○また、「障害者に対して必要な支援を確実に保障するため、サービス提供を可能な限り効率的なものとすること等により、制度を持続可能なものとしていく必要がある。」とされ、給付費の審査のより効果的・効率的な実施が求められている。

○こうした中、効果的・効率的な審査の実施に向けた具体的な対応について検討がなされ、「査定」の導入が提言された。「査定」の導入に向けては、多くの課題があるが、その必要性は以下のとおりである。

＜給付費の正しい審査支払＞

サービス提供事業所は、法定代理受領により障害者等に代わり、障害福祉サービス等に要した費用について市町村に請求し、市町村は厚生労働大臣が定める基準（報酬告示等）や設備及び運営に関する基準に照らして審査の上、支払うこととされている。

市町村としては、障害福祉サービス等にかかる給付費が年々増加する中、適切な給付が求められている。

【障害者総合支援法（抄）】
（介護給付費又は訓練等給付費）
第二十九条
６　市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

（2）査定の導入に向けた検討経緯と検討課題

〇2017年度の本研究会・WGにおいて、査定の導入については、決定支給量を基準とした査定は課題も多いことから、サービス提供事業所が都道府県等に届け出ている加算等の算定に係る体制等届出の内容を基準として査定する方法について検討を行い、2017年度報告書<別冊>「1.第二段階以降の実施に向けた対応について」において、査定の導入に向けた以下の検討課題等が示された。

〇今年度は、これまでの研究会・WGにおける委員からの意見を踏まえつつ、これら検討課題について検討を行った。

No	検討課題	内容	備考
1	査定の対象とする体制等加算の整理	報酬改定後の体制等加算を再整理し、査定の対象と考えられる加算を明確にする。 （一例として、夜間支援等体制加算の算定可否は一部市町村の判断によるものが含まれるため、当該加算にかかるチェックの判定レベルは「警告」、または「警告（重度）」とし、査定の対象としない等）	「１－２（1）査定の対象とする体制等加算の整理」
2	査定の導入に伴う事務処理の検討	再審査の事務フローの詳細化や必要な帳票のイメージの作成等により、市町村の事務にどのような影響が生じるか明確にする。	影響調査中
3	査定の導入によって生じる請求における帳票間の不整合等の問題整理	査定の導入により生じる問題（例、査定後の請求明細書とサービス提供実績記録票との不整合）と、査定に限らず生じる問題（例、高額の再計算や請求明細書と利用者負担上限額管理結果票との不整合）に整理して、対応策を検討する。	影響調査中

１－２. 査定の導入に係る課題の検討状況

（1）査定の対象とする体制等加算の整理

○昨年度において、2017年度時点の報酬告示を基に、サービス提供体制を確保し、都道府県等へ届け出ることが必要な加算を整理した。

○その結果を基に、2018年度制度改正・報酬改定で追加、変更が生じた加算を反映し、報酬算定ルールの内容を踏まえ、どの加算が査定対象となりうるか再整理を行った。

○再整理を行う中で、日によって算定する報酬の区分が異なる場合があるもの（対象利用者数が変動するものやサービス提供体制が異なるもの等）については、届出の内容に応じた区分の報酬を算定しない場合があり、体制等加算について査定対象とすることができない加算もあると考えられるため、引き続き、さらなる精査が必要である。

【障害福祉サービス等】

体制等加算項目＼サービス種類	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	経過的生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	施設入所支援	経過的施設入所支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労移行支援（養成施設）	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援
特定事業所加算	○	○	○	○																		○		
喀痰吸引等支援体制加算	○	○	○	○																				
人員配置体制加算					○	○																		
福祉専門職員配置等加算					○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算						○				○		○	○	○	○	○	○	○			○			
リハビリテーション加算						○						○												
常勤看護職員等配置加算						○		○																
栄養士配置加算							○	○			○													
単独型加算								○																
夜間支援等体制加算														○							○			
重度障害者支援加算						○		○		○											○			
医療連携体制加算								○													○			
地域移行支援体制強化加算														○										
通勤者生活支援加算														○							○			
夜勤職員配置体制加算										○														
夜間看護体制加算										○														
地域生活移行個別支援特別加算										○				○							○			
就労支援関係研修修了加算															○	○								
就労移行支援体制加算						○						○	○				○	○						
食事提供体制加算						○		○				○	○	○	○	○	○	○						
延長支援加算						○																		

１－２. 査定の導入に係る課題の検討状況

【障害福祉サービス等】

体制等加算項目＼サービス種類	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	経過的生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	施設入所支援	経過的施設入所支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労移行支援（養成施設）	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援
送迎加算						○		○				○	○		○	○	○	○						
送迎加算（重度）						○																		
目標工賃達成指導員配置加算																		○						
短期滞在加算													○											
精神障害者退院支援施設加算													○		○									
看護職員配置加算							○			○	○		○	○							○			
移行準備支援体制加算															○	○								
重度者支援体制加算																	○	○						
栄養マネジメント加算							○			○	○													
療養食加算										○														
精神障害者地域移行特別加算														○							○			
強度行動障害者地域移行特別加算														○							○			
社会生活支援特別加算												○	○		○	○	○	○						
個別計画訓練支援加算													○											
賃金向上達成指導員配置加算																	○							
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算																			○					
行動障害支援体制加算																						○		
要医療児者支援体制加算																						○		
精神障害者支援体制加算																						○		
福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			
福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			
サービス管理責任者配置等加算						○		○				○	○											
就労定着実績体制加算																			○					
夜勤職員加配加算																					○			
障害福祉サービスの体験利用支援加算（地域生活支援拠点等の場合）						○						○	○		○	○	○	○					○	
体験宿泊支援加算										○														
体験宿泊加算（地域生活支援拠点等の場合）																							○	
地域生活支援拠点等相談強化加算																						○		
地域体制強化共同支援加算																						○		
強度行動障害児特別支援加算							○				○													
職業指導員加算							○				○													
重度障害児支援加算							○				○													
重度障害児支援加算（別に定める要件に合致する場合）							○				○													
心理担当職員配置加算							○				○													
児童指導員等加配加算							○				○													
自活訓練加算							○				○													
小規模グループケア加算							○				○													

１－２. 査定の導入に係る課題の検討状況

【障害児支援】

サービス種類 / 体制等加算項目	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援	障害児入所支援	医療型障害児入所支援	障害児相談支援
特定事業所加算								○
福祉専門職員配置等加算	○	○	○		○	○	○	
栄養士配置加算	○					○		
自活訓練加算						○	○	
重度障害児支援加算（別に定める要件に合致する場合）						○	○	
延長支援加算	○	○	○					
送迎加算（一定の条件を満たす場合）	○		○					
栄養マネジメント加算						○		
心理担当職員配置加算						○	○	
小規模グループケア加算						○	○	
職業指導員加算						○		
看護職員配置加算						○		
看護職員加配加算	○		○					
看護職員加配加算（重度）	○		○					
医療連携体制加算	○		○					
児童指導員等加配加算	○		○			○		
児童指導員等加配加算（Ⅱ）	○		○					
特別支援加算	○	○	○					
強度行動障害児特別支援加算						○		
保育職員加配加算		○					○	
福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○	○	○	○	○	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○	○	○	○	○	
行動障害支援体制加算								○
要医療児者支援体制加算								○
精神障害者支援体制加算								○
強度行動障害児支援加算	○		○					
共生型サービス体制強化加算	○		○					
関係機関連携加算	○		○					
地域生活支援拠点等相談強化加算								○
地域体制強化共同支援加算								○

（2）影響調査中の課題について

○検討課題の「No. 2 査定の導入に伴う事務処理の検討」及び「No. 3 査定の導入によって生じる請求における帳票間の不整合等の問題整理」について、査定の導入に伴う市町村等の事務への影響や問題等を明確にする必要がある。

○新たな審査支払事務実施後の審査事務等の状況については、その効果や影響、さらには新たな課題を把握し、効果的、効率的な審査支払事務の実施に向けた第二段階以降の対応に活かすことを目的として、市町村等審査事務実態調査を実施したところである。

○市町村等審査事務実態調査においてヒアリング調査を行った8自治体における二次審査の実施状況の概要は、以下のとおり。また、市町村等ヒアリング調査にて把握できた二次審査にて抱える課題等は、次頁の「参考」に記載のとおり。

No	区分	ヒアリング調査対象市町村における実施状況の概要
1	二次審査の実施状況	平成30年4月より一次審査結果資料の内容が拡充されたことや、今後も段階的に一次審査の内容が拡充・強化されていくことを踏まえ、**二次審査のやり方の見直しを検討しているとの回答も半数以上の自治体からあった。**
2		ヒアリング調査対象の各市町村における二次審査では、**一次審査結果資料の活用だけではなく、市町村の独自システムでの請求内容のチェックや国保連合会から個別に提供される資料を活用して二次審査を行っている**状況である。
3		エラーや警告が発生しているサービス提供事業所に、エラー内容の説明・修正の連絡をする等、**同一事業所において、同一内容のエラーや警告が今後、発生しないよう再発防止策**を講じている。
4	二次審査における好事例	**二次審査前（一次審査期間中）に市、国保連合会及びサービス提供事業所が密に連携を行い、エラーの解消を行っている**ことで、後続の二次審査が円滑に行え、かつ返戻率も低くなっている市町村がある。

※厚生労働省及び国保中央会共催の審査支払事務自治体新任職員研修会において、一次審査結果資料の種類や確認方法を周知しており、各市町村における二次審査への内容や方法等について、今後見直されることが想定される。

（参考）市町村等の二次審査における主な課題等

〇市町村等における二次審査の主な実施状況や課題等は、以下のとおり。

No	区分	二次審査の実施状況・課題等
1	審査機能の強化及び審査内容の拡充	自庁の独自システムで確認できないエラーコードについては、「警告一覧表」で確認を行っている。
		現時点において、審査機能の強化及び審査内容の拡充に対応しきれていない。
		複数の放課後等デイサービスの事業所で同じ日付の利用実績に伴う警告が多い。
2	警告からエラーへの移行	審査機能の強化及び審査内容の拡充の状況を鑑み、必要に応じ二次審査の内容等の変更を検討する。
		移行対象のエラーコードが発生している事業所に対し、お知らせや電話等で通知、確認を行っている。
3	一次審査結果資料等	一次審査結果資料の確認を行いたいが、労力をかけられない。
		体制的な問題で、受付点検エラーリストを活用しきれていない。
		受付点検エラーリストのエラーメッセージが直接問題解決につながらない。
		受付点検エラーリストの補足情報は活用していない。
		国保連合会から一次審査結果資料とは別に、別途資料を送付いただき確認を行っている。
4	事務処理マニュアル（審査事務及び台帳整備）	審査事務マニュアル及び台帳整備マニュアルについて、利用頻度は少なく参照する機会があまりない。
		事務処理マニュアルではなく、独自マニュアルを作成し活用している。
5	台帳情報等整備の実施スケジュール	サービス提供分の前月の15日までに届出書を提出し台帳入力を行っているが、エラーチェック時期と同時期のため、審査分以外の台帳入力は行っていない。
6	各種研修	研修等において、他市町村との情報交換（返戻の基準や返戻率等）の場があると良い。

１－３. 査定導入に向けた検討の方向性

（1）今後の検討等について

○「査定」の導入については、「１－１（1）査定導入の必要性」に記載しているとおり、障害福祉サービス等にかかる給付費が年々増加する中、給付費の審査のより効果的・効率的な実施のためにも重要と考える。

○「査定」の導入にあたっては、検討課題の「No. ２ 査定の導入に伴う事務処理の検討」及び「No. ３ 査定の導入によって生じる請求における帳票間の不整合等の問題整理」について、査定の導入に伴う市町村等の事務への影響や問題等を明確にする必要がある。

○現状を踏まえると、査定の導入までには、一定の期間が必要であるため、給付費の審査のより効果的・効率的な実施に向け、市町村等における二次審査の実施状況をさらに詳細に把握するとともに、二次審査において返戻されている事例等についても調査をしていく必要がある。

○こうした取組を踏まえ、市町村等における二次審査の標準化を推進し、さらなる強化を図るため、検討を進めることが重要である。

２．台帳情報等参照機能について

2. 台帳情報等参照機能について

（1）台帳情報等参照機能の追加の背景

○2016年度研究会報告書では、台帳情報整備時のエラー、または一次審査による警告やエラーへの対応を円滑に実施できるようにするため、市町村や都道府県においても、国保連合会に登録されている台帳情報や請求情報を参照できる仕組みを構築することが考えられるとされた。

○2016年度研究会報告書の提言を踏まえ、国保連合会の審査支払等システムに登録されている台帳情報等の参照、市町村等で作成した異動／訂正連絡票情報や二次審査結果等を登録するための台帳情報等参照機能を追加する。

○ただし、システムの構築にあたっては、市町村・都道府県と国保連合会間のシステム構成が適切なものとなるよう設計することとされ、対応時期は機器等の増設が必要であることから2020年度以降に段階的にリリースすることとなった。

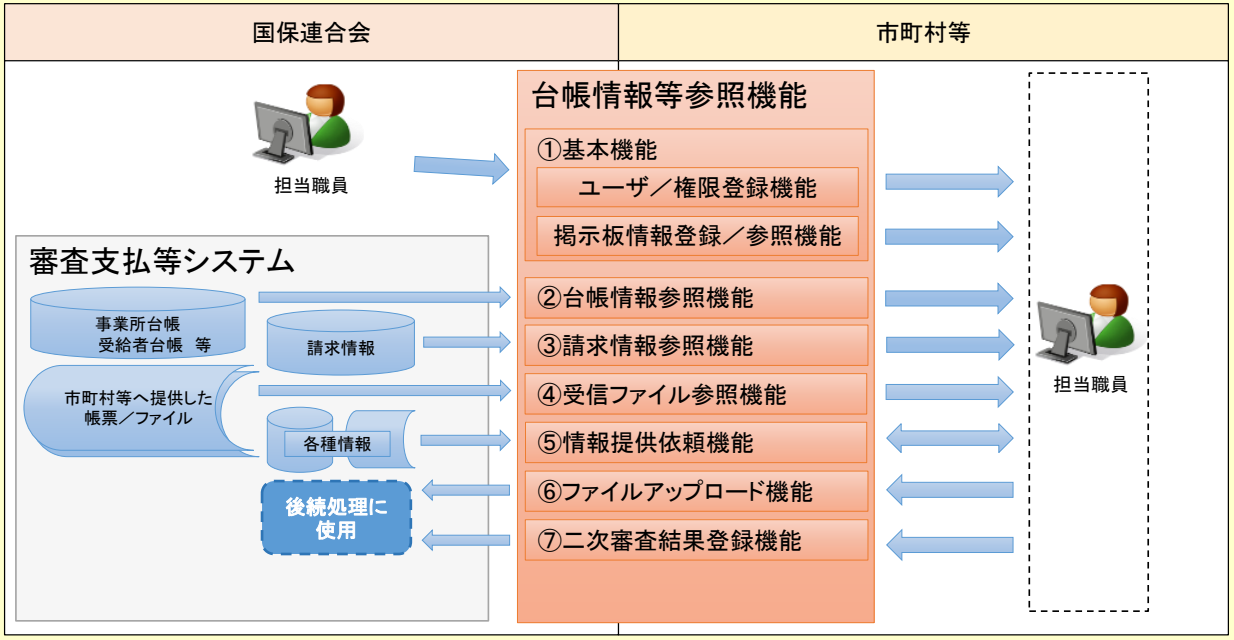

（2）台帳情報等参照機能概要

〇台帳情報等参照機能は、以下の機能で構成する。

〇2018年度は2020年度上期リリース予定の機能について検討を行った。（詳細は「参考資料No4_台帳情報等参照機能」を参照）

No	機能名	機能概要	対応予定時期
1	基本機能	国保連合会及び市町村等向けに、台帳情報等参照機能を利用するために必要な基本的な機能。 a. ユーザ／権限登録機能・・・・・・・市町村等が台帳情報等参照機能を利用するためのユーザ情報を登録し、市町村等が利用可能な機能の権限を登録することができる。 b. 掲示板情報登録／参照機能・・・市町村等が参照できる掲示板への情報を登録する。また、市町村等は掲示板に登録された情報を参照することができる。	2020年度上期 ※1-bについては、2021年度以降段階的なリリースを予定
2	台帳情報参照機能	市町村等が国保連合会に登録されている台帳情報（事業所台帳や受給者台帳等）を参照することができる。 ただし、給付費等の一次審査で活用していない一部台帳（個人番号台帳等）については参照対象外とし、参照対象とする台帳情報についても、ユーザごとに参照可能な情報を限定する。	
3	請求情報参照機能	市町村等がサービス提供事業所からの請求情報（過誤情報を含む）を参照することができる。 ただし、参照可能な情報は自市町村等にて支給決定した受給者にかかる請求情報とする。 また、国保連合会による一次審査が完了している場合、一次審査結果（正常、警告、警告（重度）、エラー）を併せて表示する。	
4	受信ファイル参照機能	市町村等が国保連合会より提供された帳票（PDFファイル）及びファイル（CSVファイル）を参照及び出力することができる。	2021年度以降、段階的なリリースを予定
5	情報提供依頼機能	市町村等からの情報提供依頼に基づき、国保連合会保有の情報を市町村等に提供する。 市町村等は本機能を使って以下の情報の提供を依頼することができる。（以下は提供情報の一例。） ・事業所台帳情報／受給者台帳情報のCSV作成及び送付 ・国保連合会保有給付実績情報のCSV作成及び送付　等	
6	ファイルアップロード機能	市町村等から、各種台帳に関する異動／訂正連絡票情報、過誤申立書情報、二次審査結果情報等のファイルをアップロードすることができる。 なお、アップロードの際に、審査支払等システムに取込可能な形式のファイルであることのチェックは行うが、取込後のチェックは国保連合会にて処理する。	
7	二次審査結果登録機能	国保連合会から提供された一次審査結果資料を基に、市町村等が実施した二次審査の結果を登録することができる。	

（3）基本機能の概要

〇基本機能の概要は以下のとおり。

No	提供機能	機能概要
1	市町村等ユーザ登録機能	①管理者ユーザが、市町村等の管理者ユーザ、一般ユーザを登録/管理可能にする。 ②市町村等のユーザごとに台帳情報等の参照可能範囲を限定可能にする。 ③市町村等のユーザごとに参照可能な業務メニューを登録可能にする。 ④市町村等のユーザIDを自動で採番可能にする。 ⑤初回導入時に以下の市町村等向けの権限情報を登録する。 ・市町村等（管理者） ・市町村等（一般）
2	掲示板情報登録機能	①市町村等が参照できる掲示板への情報を国保連合会にて登録する。 ②市町村等は掲示板に登録された情報を参照することができる。 ※2021年度以降、段階的なリリースを予定
3	ログイン機能	①市町村等の利用者がログインする。システム利用可能時間外は、ログイン不可にする。 ②国保連合会より市町村等の利用者に利用時間の通知を表示する。
4	パスワード変更機能	①市町村等の利用者が定期的にパスワード変更する。
5	利用可能な業務メニュー表示・起動機能	①市町村等向けの業務メニュー体系を新規に追加する。 ②市町村等の利用者向けの業務メニュー表示する。
6	ログ機能 ※国保連合会向けの機能	①市町村等の利用者の操作が記録されたログを参照する。 国保連合会と市町村等の2つの業務形態に合わせてログも分離し、個々に検索可能。

2. 台帳情報等参照機能について

○基本機能の各機能の関係図を以下に示す。

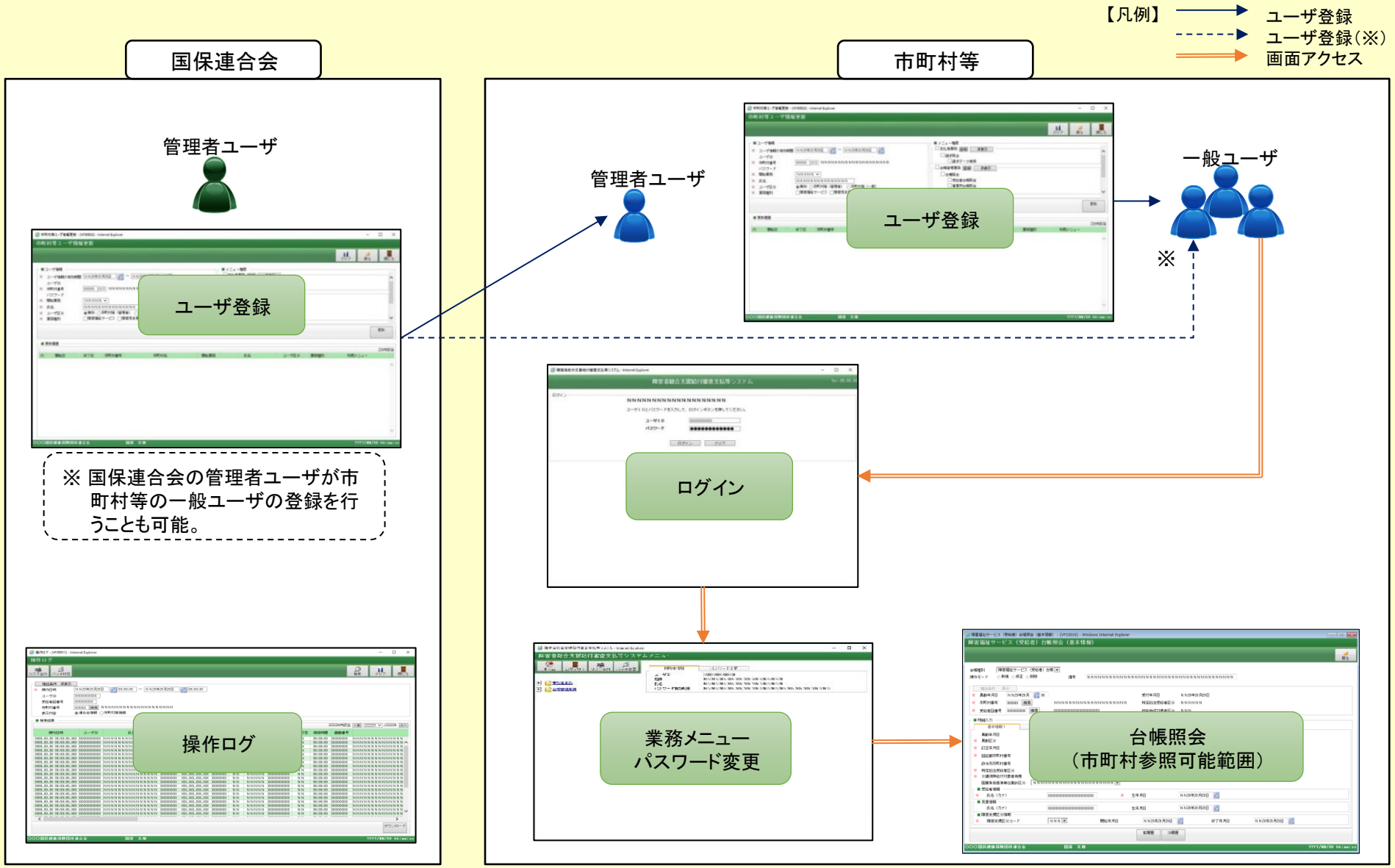

（4）台帳情報参照機能の概要

〇事業所台帳の情報を参照する場合の画面の遷移は以下のとおり。
（障害福祉サービスの場合）

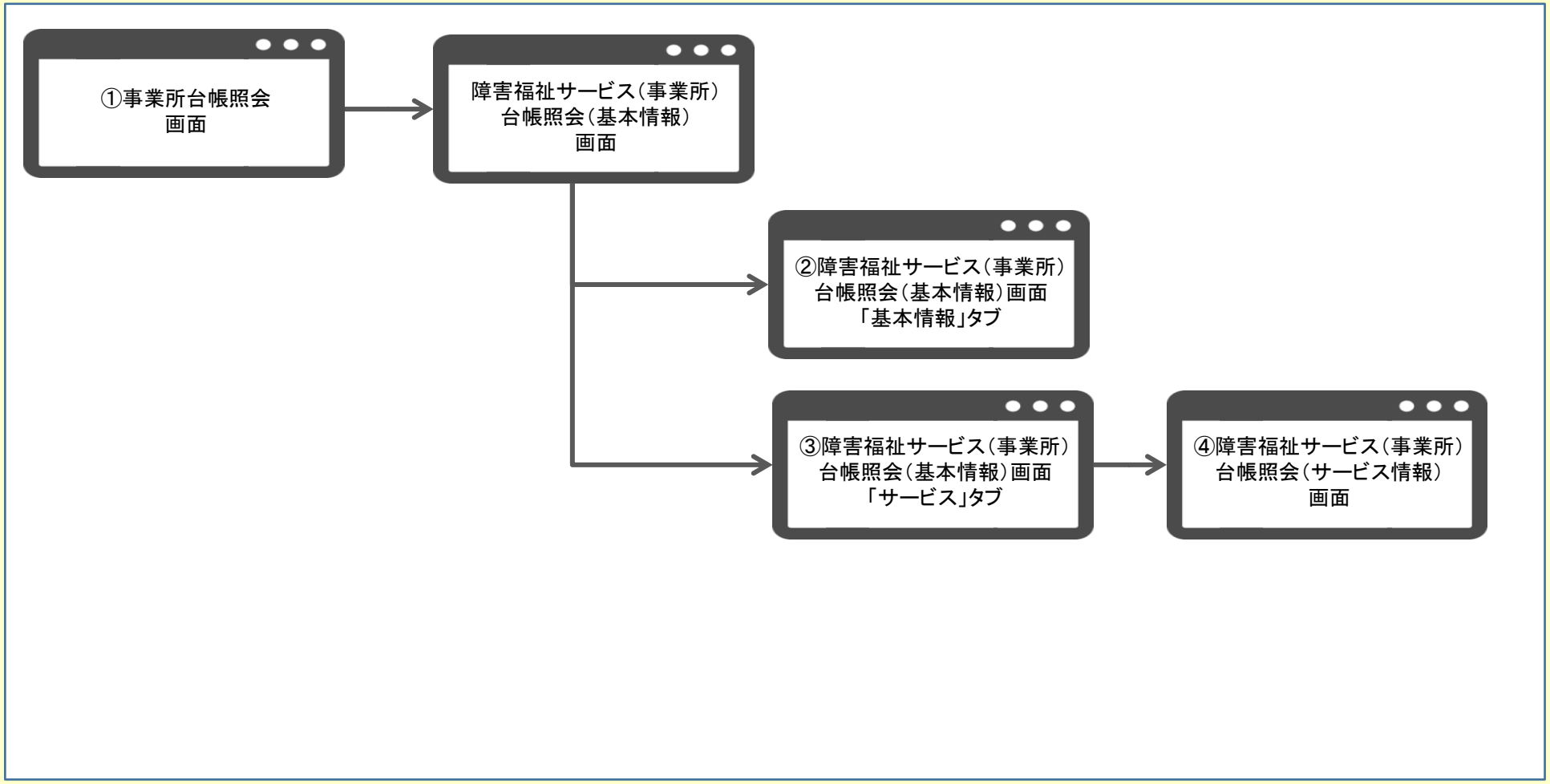

2. 台帳情報等参照機能について

〇受給者台帳の情報を参照する場合の画面の遷移は以下のとおり。
（障害福祉サービスの場合）

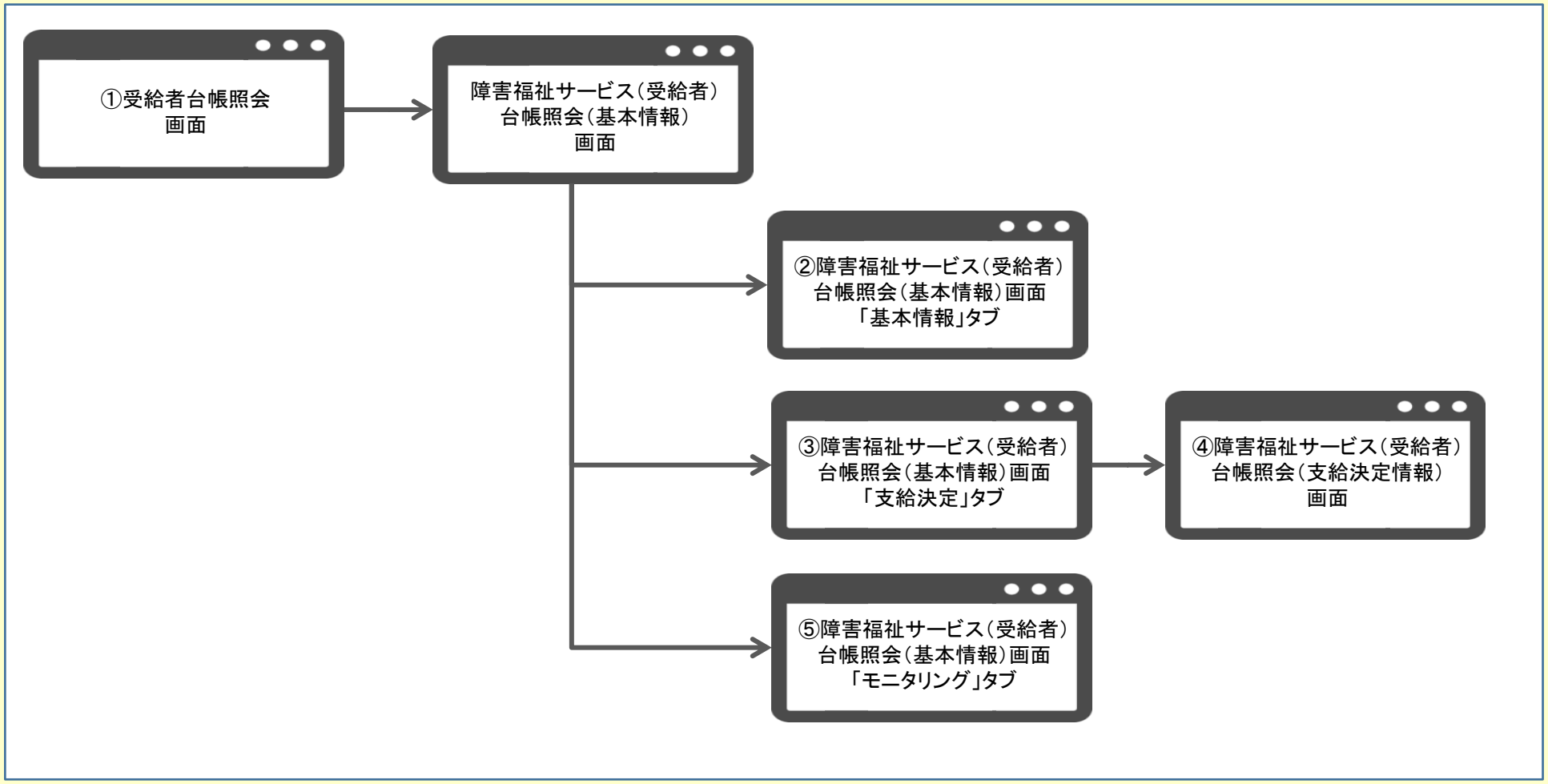

2. 台帳情報等参照機能について

〇市町村台帳の情報を参照する場合の画面の遷移は以下のとおり。
（障害福祉サービスの場合）

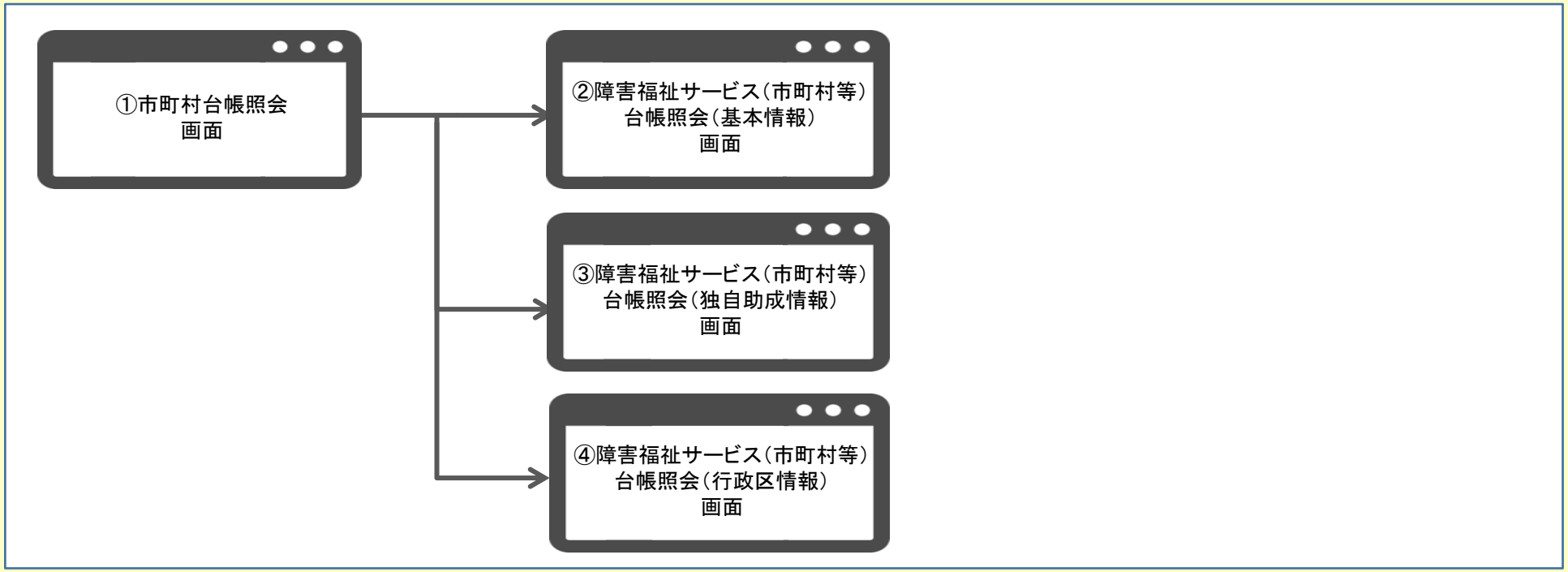

〇単位数台帳（地域生活支援）の情報を参照する場合の画面の遷移は以下のとおり。
（地域生活支援事業の場合）

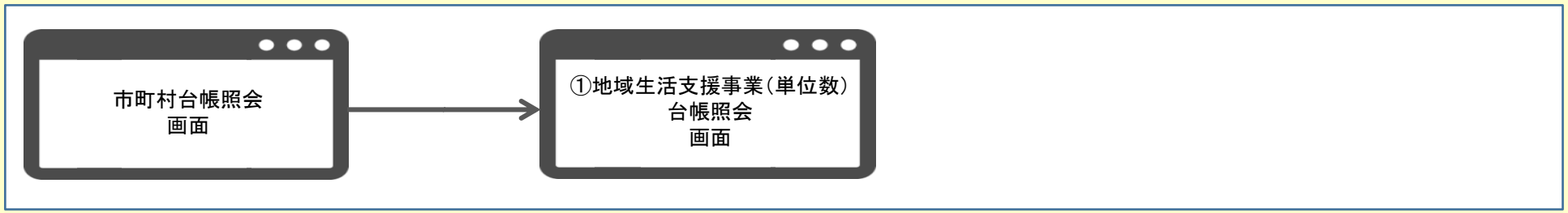

2. 台帳情報等参照機能について

【例　障害福祉サービス（事業所）台帳照会（サービス情報）画面　（非表示ボタンクリック前）】

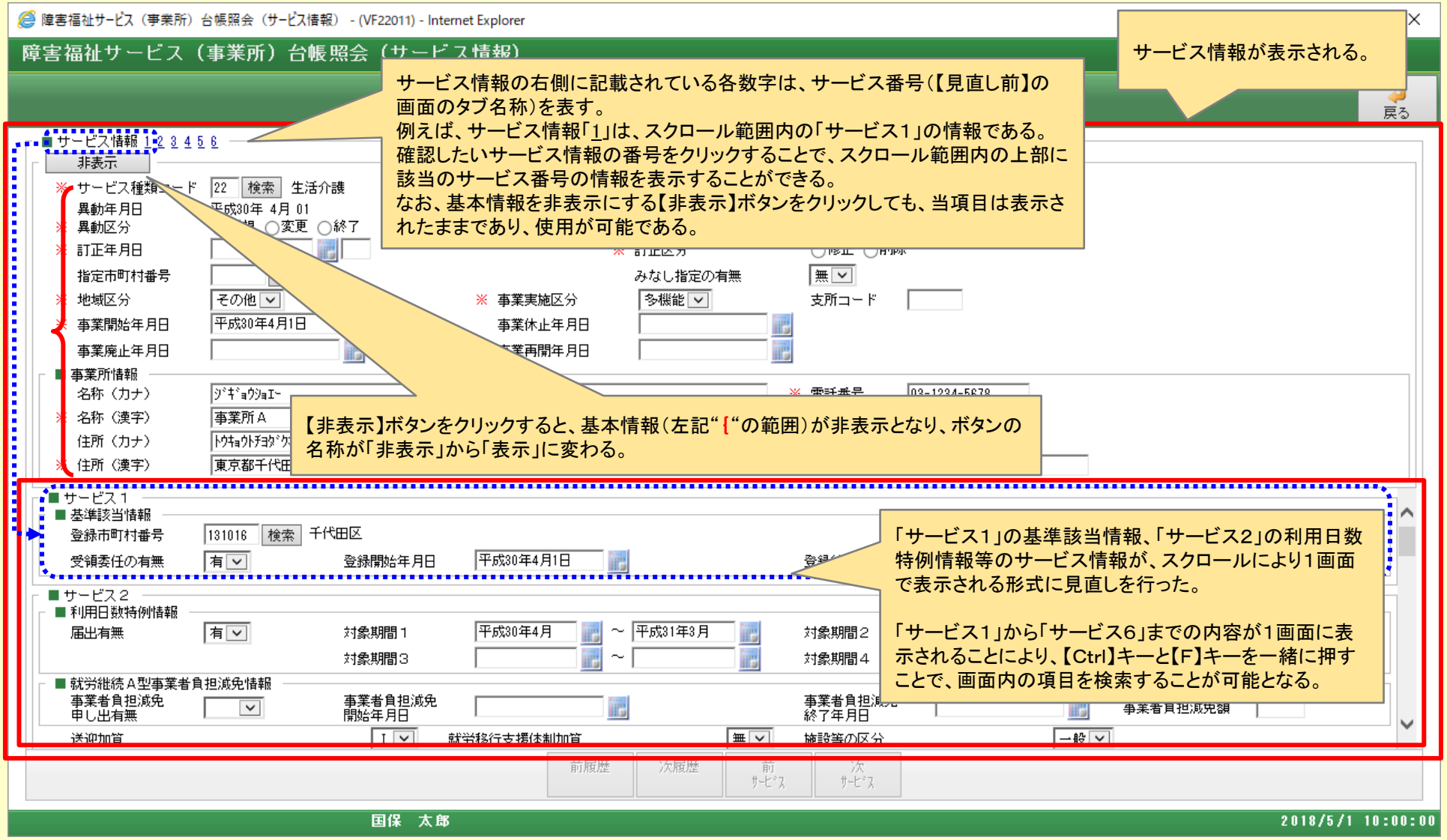

（5）請求情報参照機能の概要

〇請求情報等を参照する場合の画面の遷移は以下のとおり。

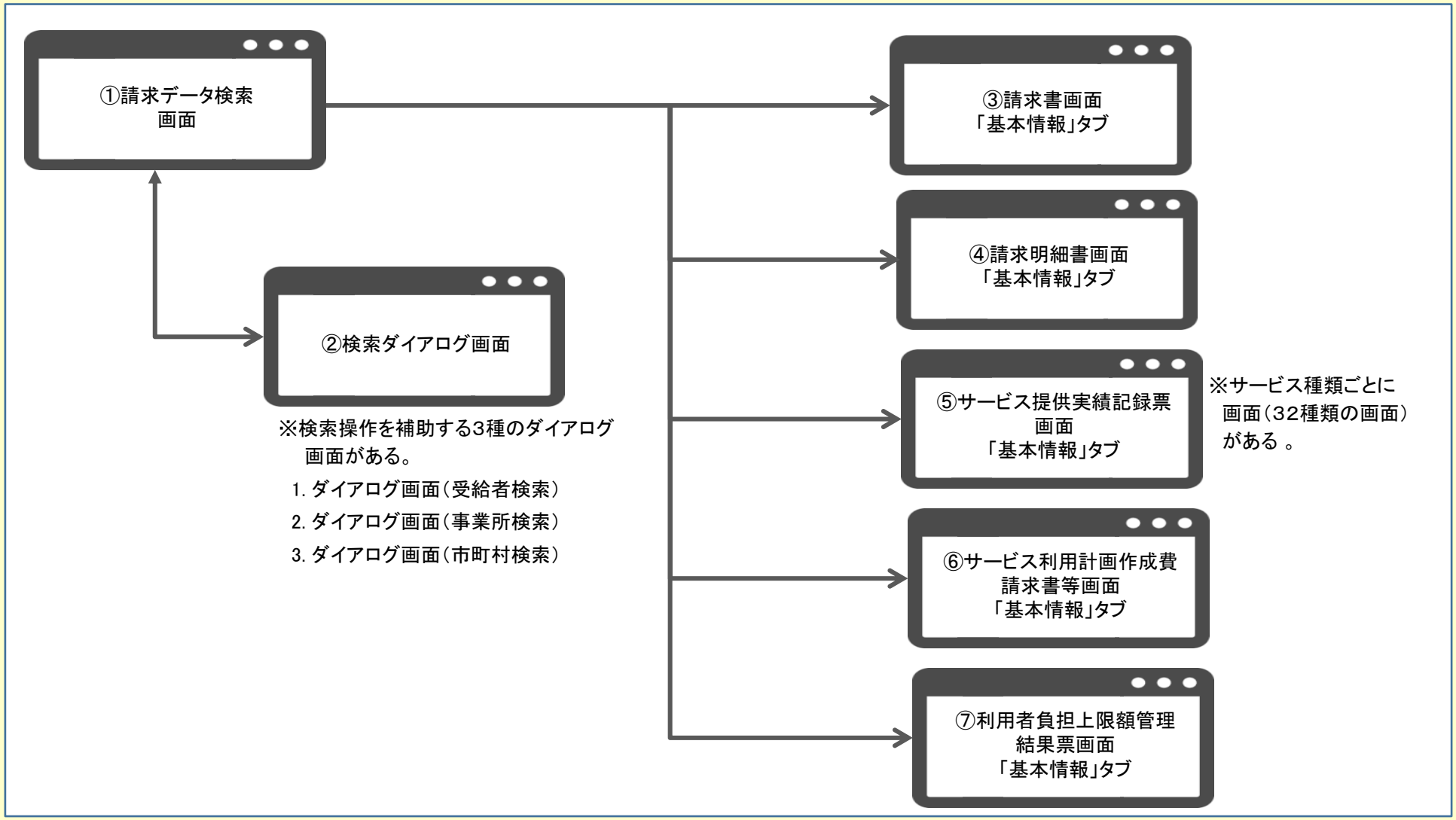

2. 台帳情報等参照機能について

【例：サービス提供実績記録票画面（生活介護サービス提供実績記録票）「明細情報」タブ】

サービス提供実績記録票 - (VF13120) - Internet Explorer

サービス提供実績記録票

戻る　閉じる

サービス提供実績記録票の基本情報が表示される。

基本情報　非表示

バッチ番号　201805000002　　整理番号　000000002

※ サービス提供年月　平成30年4月　　事業所番号　1310000011　　事業所Ａ

受付年月　平成30年5月　　※ 受給者証番号　1300000100　検索　　ｺﾔﾏ ﾀﾛｳ

※ 様式種別番号　0701 生活介護サービス提供実績記録票　　※ 市町村番号　131016　検索　　千代田区

■ エラー情報

▲支給量：他の居宅介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています

エラー、警告（重度）及び警告情報が表示される。

■ 明細入力

基本情報　明細情報

選択	No.	日付	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算 往	送迎加算 復	訪問支援特別加算 提供時間	訪問支援特別加算 算定時間	食事提供加算	体験利用支援加算	重度障害者支援加算	備考
☐	1	1		0945	1545	1	1			1			
☐	2	2		0945	1600	1	1			1			
☐	3	3		0930	1545	1	1			1			
☐	4	4		0900	1630	1	1			1			
☐	5	[illegible]		0905	1545	1	1			1			
☐	6	[illegible]		0945	1545	1	1			1			
☐	7	[illegible]		0945	1600	1	1			1			
☐	[illegible]	[illegible]		[illegible]	1545	1	1			1			
☐	[illegible]	[illegible]		[illegible]	1630	1	1			1			
☐	[illegible]	[illegible]		[illegible]	1545	1	1			1			
☐	11	15		0930	1545	1	1			1			
☐	12	16		0945	1600	1	1			1			
☐	13	17		0930	1545	1	1			1			

明細一覧でエラー箇所がわかるように、日付欄に背景色が設定される。

明細情報の一覧が表示される。

前明細　次明細

国保　太郎　　2018/5/1　10:00:00

（6）今後の検討事項

○台帳情報等参照機能については、2020年度上期に「基本機能（※）」、「台帳情報参照機能」及び「請求情報参照機能」をリリースし、それ以外の機能については、2021年度以降、段階的に機能拡充を進める。

○2019年度は、2021年度以降にリリースを予定している機能について、検討を行う。

○また、機能リリース後には実際の市町村等の運用状況等を踏まえ、画面レイアウトや各種情報の参照方法等について、より活用しやすくなるよう検討を行う。

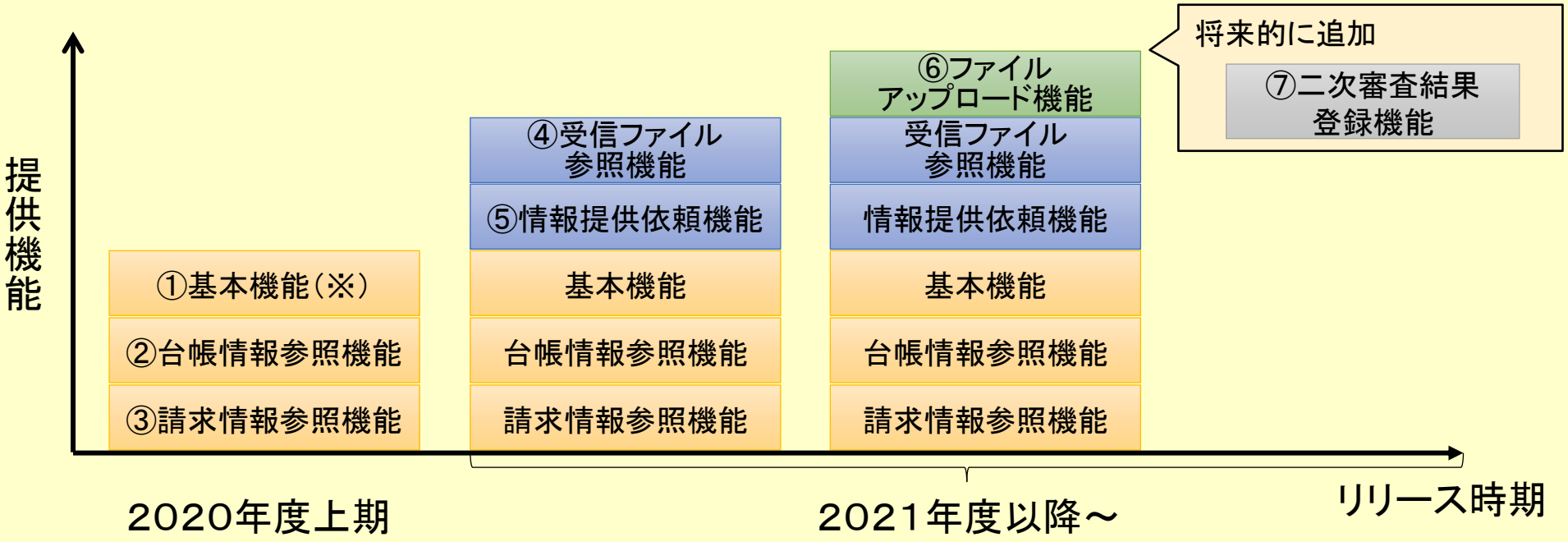

※基本機能のうち、掲示板情報登録／参照機能については、2021年度以降段階的なリリースを予定

３．統計機能の拡充について

3. 統計機能の拡充について

（1）検討の目的

○国保連合会にて給付費の審査を開始したことに伴い、障害者総合支援における国保連合会での一次審査の状況や市町村での二次審査の状況、またサービス提供事業所への返戻状況や支払状況を体系的に整備しておく必要がある。

○今年度の検討については、介護保険において作成している審査支払状況等を参考に、障害者総合支援における審査支払状況等を把握するための集計様式や集計項目、集計方法等について検討を行った。

介護保険審査支払等システムで出力される帳票の一例

中央会統計表（審査支払全国統計）

全国審査支払状況その１（原審査件数）全制度計

平成29年9月審査分

種別		受付		審査											支払				
		受付件数 ①	前月保留件数 ②	返戻（点検）件数 ③	返戻（資格）件数 ④	返戻（上限等）件数 ⑤	審査返戻件数計 ⑥	査定件数 ⑦	正当件数 ⑧	返戻（点検）件数率 ⑨	返戻（資格）件数率 ⑩	返戻（上限等）件数率 ⑪	返戻件数率 ⑫	査定件数率 ⑬	事業所返戻件数 ⑭	保留件数 ⑮	支払件数 ⑯	保留件数率 ⑰	支払件数率 ⑱
原審査	明細書計																		
	様式第２																		
	様式第２の２																		
	様式第２の３																		
	様式第３																		
	様式第３の２																		
	様式第４																		
	様式第４の２																		
	様式第５																		
	様式第５の２																		
	様式第６																		
	様式第６の２																		
	様式第６の３																		
	様式第６の４																		
	様式第６の５																		
	様式第６の６																		
	様式第６の７																		
	様式第７																		
	様式第７の２																		
	様式第７の３																		
	様式第８																		
	様式第９																		
	様式第10																		
	給付管理票																		

補足

・受付時点の返却は、FD等の読み取り不能があり件数をシステムとして把握するのは困難であることから本表には含まれない。受付件数は、審査支払等標準システムに取込まれた件数を

・返戻（点検）とは、明細書等の1次点検（チェック）で記載不備等により、事業所に返戻照会したもの。

・返戻（資格）とは、明細書等の資格審査で受給資格誤り等のため、審査決定できずに事業所に返戻照会したもの。

・返戻（上限等）とは、給付管理票に基づく上限審査や審査委員会審査における明細書等の内容に対する疑義のため、審査決定できずに事業所に返戻照会したもの。

・査定とは、明細書に対して審査委員会における審査（上限審査等の機械審査も含む）で査定減又は査定増となったもの。

・正当とは、明細書等に関して返戻若しくは査定とならなかったもの。

・保留とは、明細書に対応する給付管理票が未提出（返戻も含む）等のため、審査決定（上限審査）できないものを返戻とせずに連合会として審査保留したもの。

・支払件数は、審査件数の内、他県データ交換による県外・自県事業所分の差分が反映されたもので、当該審査月の翌月の事業所支払のための正当及び査定となった明細書の件数である。

・各項目の関係は、以下のようになる。

審査返戻件数計⑥＝③＋④＋⑤、返戻件数率⑨＝⑥／(⑥+⑦+⑧)、査定件数率⑬=⑦／(⑦+⑧)、保留件数率⑰=⑮／(⑯+⑮+⑱)、支払件数率⑱＝⑯／(⑯+⑮+⑱)

中央会統計表（審査支払全国統計）

全国審査支払状況その２（原審査請求支払額）全制度計

平成29年8月審査分

種別		受付		審査					支払					
		受付請求額 ①	前月保留額 ②	審査返戻額 ③	審査査定額 ④	審査決定額 ⑤	返戻額率 ⑥	査定額率 ⑦	事業所返戻額 ⑧	保留額 ⑨	支払査定額 ⑩	支払決定額 ⑪	保留額率 ⑫	支払額率 ⑬
原審査	明細書計													
	様式第２													
	様式第２の２													
	様式第２の３													
	様式第３													
	様式第３の２													
	様式第４													
	様式第４の２													
	様式第５													
	様式第５の２													
	様式第６													
	様式第６の２													
	様式第６の３													
	様式第６の４													
	様式第６の５													
	様式第６の６													
	様式第６の７													
	様式第７													
	様式第７の２													
	様式第７の３													
	様式第８													
	様式第９													
	様式第10													

補足

・審査返戻額は、点検及び審査段階で返戻となった請である。

・審査査定額とは、審査委員会において査定減又は査定増となった請。査定減のときは（－）、査定増のときは（＋）。

・審査決定額とは、審査委員会で審査決定した請であり、返戻分を除いた請求請から査定請を減（増）じた請。保険給付請と公費負担請を合わせた請。

・各項目間の関係は、以下のようになる。

返戻請率⑥＝⑤／(⑤－④+⑤)、査定請率⑦＝④／(⑤－④)、保留請率⑫＝⑨／(⑩+⑨－⑪+⑪)、支払請率⑬＝⑪／(⑩+⑨－⑪+⑪)

（2）今年度の検討内容

〇今年度は、現在、障害審査支払等システムにおいて集計している統計情報と介護保険審査支払等システムにおける業務統計表（審査支払状況等）との比較を行い、帳票や集計項目の相違箇所等について以下のとおり整理を行った。
（詳細は「参考資料No5_統計機能の拡充について」を参照）

〇：新規集計情報の検討対象　△：既存の集計情報に対する項目追加等の検討対象　×：検討対象外

No	分類	帳票名	集計値	帳票概要	検討対象	整理結果
1	受付状況	受付状況その1 （媒体別明細書件数）	介護給付費請求明細書件数	事業所区分別、受付媒体（伝送、磁気、紙）別に集計値を帳票へ出力する。	×	障害福祉サービス等においては、国保連合会での支払業務開始時より原則としてインターネット請求が行われていることから、受付媒体別の集計情報は不要と考える。
2		受付状況その2 （媒体別給付管理票件数）	給付管理票件数			
3		受付状況その3 （媒体別明細書件数）	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書件数			
4	審査支払状況	審査支払状況その1 （原審査件数）	原審査（正当、返戻等）件数及び率	明細書様式別・給付管理票別に集計値を帳票へ出力する。	△	現在、国保連合会向けの統計情報として「受付及び審査状況」を集計しているが、介護保険に倣い「様式番号別」を集計要件として追加してはどうか。
5		審査支払状況その2 （原審査請求支払額）	原審査（正当、返戻等）の請求支払額等	明細書様式別に集計値を帳票へ出力する。		
6	再審査・過誤の状況	再審査・過誤の状況	申立状況（申立者数、申立件数）、調整件数、調整額	再審査・過誤別、明細書様式別に集計値を帳票へ出力する。	〇	過誤の状況を把握するための集計情報として、請求明細書様式別に過誤の申立件数及び調整金額等を集計することとしてはどうか。 なお、障害福祉サービス等においては、現在、適正化業務を実施していないため、適正化に係る集計情報は不要と考える。
7		適正化による再審査・過誤の状況				
8	保険・公費制度別確定給付の状況	保険・公費制度別確定給付の状況	確定件数及び確定給付額	保険・公費制度別、明細書様式別に集計値を帳票へ出力する。	×	障害福祉サービス等においては、公費制度（例：生活保護制度における介護扶助等）は適用対象外であることから、公費制度別の集計情報は不要と考える。

3. 統計機能の拡充について

No	分類	帳票名	集計値	帳票概要	検討対象	整理結果
9	受給者の状況	受給者の状況その1	認定者数	男女別、年齢階級別、要介護度別に集計値を帳票へ出力する。 ※(1)～(5)については、居宅サービス、地域サービス、施設サービス、介護予防・日常生活支援総合事業及び合計の5帳票	△	現在、障害者自立支援等実績データ(※)として「受給者関係」及び「支給決定情報集計」を集計しているが、介護保険に倣い「サービス種類別」「年齢階級別」を集計要件として追加してはどうか。 なお、障害福祉サービス等においては、国保連合会で受給者の性別を管理していないため、「男女別」の情報は集計不可である。
10		受給者の状況その2(1)～(5)	受給者数			
11		受給者の状況その3(1)～(5)	総費用額			
12		受給者の状況その4(1)～(5)	1人あたり費用額			
13	介護保険のサービス種類別給付状況	介護保険のサービス種類別給付状況その1	給付件数	サービス区分・種類別、要介護度別に集計値を帳票へ出力する。	△	現在、障害者自立支援等実績データ(※)として「事業所・サービス種類関係」を集計しているが、介護保険に倣い「給付件数」「給付費」等を集計値として追加してはどうか。
14		介護保険のサービス種類別給付状況その2	実日数			
15		介護保険のサービス種類別給付状況その3	決定単位数			
16		介護保険のサービス種類別給付状況その4	保険給付額			
17		介護保険のサービス種類別給付状況その5	総費用額			
18		介護保険のサービス種類別給付状況その6	1件あたり単位数			
19	特定入所者介護サービス費の給付状況	特定入所者介護サービス費の給付状況その1	明細書件数	サービス区分・種類別、食費・居住費別、要介護度別に集計値を帳票へ出力する。	○	「特定障害者特別給付費(補足給付)」(介護保険の「特定入所者介護サービス費」に相当)の請求及び支払状況を把握するための集計情報として、サービス種類別及び障害支援区分別の件数や給付額等を集計することとしてはどうか。
20		特定入所者介護サービス費の給付状況その2	日数			
21		特定入所者介護サービス費の給付状況その3	保険給付額			
22		特定入所者介護サービス費の給付状況その4	総費用額			

3. 統計機能の拡充について

No	分類	帳票名	集計値	帳票概要	検討対象	整理結果
23	公費制度別の給付状況	公費制度別の給付状況 その1～その7	請求件数、 公費単位数及び 公費負担額	公費制度別、サービス区分・種類別に集計値を帳票へ出力する。	×	障害福祉サービス等においては、公費制度（例：生活保護制度における介護扶助等）は適用対象外であることから、公費制度別の集計情報は不要と考える。
24	事業者の支払状況	事業者の支払状況その1（1）	指定・登録事業所数	法人種別別、サービス区分・種類別に集計値を帳票へ出力する。	×	現在、障害者自立支援等実績データ（※）として「事業所・サービス種類関係」を集計しているため、新規集計情報としては不要と考える。
25		事業者の支払状況その1（2）	支払事業所数			
26		事業者の支払状況その2（1）	明細書件数			
27		事業者の支払状況その2（2）	総費用額			
28		事業者の支払状況その3（1）	1事業所あたり 明細書件数			
29		事業者の支払状況その3（2）	1事業所あたり 費用額			
30	利用単位数分布	訪問通所・短期入所における 利用単位数分布	利用者数	単位数階級別、要介護度別に集計値を帳票へ出力する	×	現在、障害者自立支援等実績データ（※）として「市町村単位におけるサービス利用状況（概況）」及び「市町村単位における訪問系サービスの利用状況等」を集計しているため、新規集計情報としては不要と考える。

（3）今後の検討事項

○障害審査支払等システムで必要な統計機能の拡充（帳票や集計内容等）の検討にあたり、まずは比較対象としている介護保険審査支払等システムにおける業務統計表について、実際の使用用途や頻度、課題点等の実態を把握する必要がある。

○その上で、以下の検討事項について、統計情報の必要性を踏まえ、集計内容等の具体的な内容について検討を行っていく。

No	検討事項	内容
1	介護保険独自の集計項目について	介護保険における業務統計表では集計を行っており、障害者総合支援の統計情報では集計できていない情報について、集計の可否やレイアウトの変更等の検討を行う。 ※ただし、介護保険独自の項目（査定及び保留に係る項目、再審査に係る項目等）は検討の対象外とする。
2	サービス種類別の集計について	現在、障害福祉サービスは24種類（相談支援及び経過的サービス含む）、障害児支援は8種類（障害児相談支援含む）のサービスが実施されていて、新規サービスの追加や報酬算定構造の複雑化等により、事業所からの請求件数や返戻・警告件数が増加している。 そのため、各種統計情報について、サービス毎の受付件数や金額、返戻・警告件数等の集計可否やレイアウト変更等の検討を行う。
3	新規帳票「過誤の状況」について	介護保険においては「再審査・過誤の状況」として、再審査及び過誤の申立者数・件数、調整件数・増減額等を集計している。 そのため、障害者総合支援においても、市町村等や国保連合会で月毎の過誤の取扱状況を一元的に把握するために、新規の統計情報として過誤の申立者数・件数、調整件数・増減額等の集計を検討する。 ※再審査については、国保連合会の障害者総合支援関係業務において実施していないため検討対象外とする。
4	新規帳票「特定障害者特別給付費の給付状況」について	介護保険においては「特定入所者介護サービス費の給付状況」として、サービス区分・種類別、要介護度別に件数、保険給付額、総費用額等を集計している。 そのため、障害者総合支援においても、市町村等や国保連合会で補足給付の請求支払状況を把握するために、補足給付に特化した集計情報の検討を行う。 ※食費・居住費別については、障害者総合支援においては合算額として請求されているため区分けは不可。
5	年単位での集計について	統計情報を活用する際には、年単位での集計値が必要となる場合も考えられることから、年単位での集計についても検討を行う。
6	拡充対象となる統計情報について	現在、障害審査支払等システムにおける統計情報として、国保連合会向けの「障害者総合支援関係各種定例報告」と厚生労働省及び都道府県等向けの「障害者自立支援等実績データ」があるが、それぞれの統計情報の特性を踏まえて検討を進めていく。

４．２０１８年度障害者総合支援法等審査事務研究会の開催状況

4－1. 研究会委員名簿

都道府県代表	
東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課長	八木　良次

市町村代表	
千葉県船橋市障害福祉課課長補佐	渋谷　浩一
東京都奥多摩町福祉保健課長	清水　信行
大阪府大阪市福祉局障がい者 施策部障がい支援課長	小谷　眞

国民健康保険団体連合会代表	
宮城県国保連合会事務局長 （北海道・東北地方協議会推薦）	門間　博幸
千葉県国保連合会事務局長 （関東甲信静地方協議会推薦）	宮﨑　重一
岐阜県国保連合会事務局長 （東海北陸地方協議会推薦）	山田　真稔
奈良県国保連合会事務局長 （近畿地方協議会推薦）	片岡　眞里子
徳島県国保連合会事務局長 （中国・四国地方協議会推薦）	藤野　克則
福岡県国保連合会事務局長 （九州地方協議会推薦）	池田　哲也

学識経験者	
関西学院大学 人間福祉学部 教授	生田　正幸 ◎
保健医療福祉情報システム工業会 保健福祉システム部会福祉システム委員長	金本　昭彦

厚生労働省	
社会・援護局障害保健福祉部企画課長	内山　博之 〇

国民健康保険中央会	
介護保険部長	宮本　研一

事務局
国民健康保険中央会介護保険部障害者給付課

◎座長
〇座長代理

４－２. ワーキング・グループ委員名簿

都道府県代表	
東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課課長代理	早水　宏樹

市町村代表	
千葉県船橋市障害福祉課主事	篠原　謙斗
東京都奥多摩町福祉保健課福祉係長	岡部　優一
大阪府大阪市福祉局障がい者施策部 障がい支援課担当係長	樺沢　裕

国民健康保険団体連合会代表	
茨城県国保連合会介護保険課障害福祉係長	鈴木　健
新潟県国保連合会介護保険課介護保険課専門員	松園　香
静岡県国保連合会業務部介護保険課課長補佐	望月　洋之
大阪府国保連合会システム管理課介護・障害係長	曽根　尚紀

学識経験者　※研究会兼務	
関西学院大学 人間福祉学部 教授	生田　正幸 ◎
保健医療福祉情報システム工業会 保健福祉システム部会福祉システム委員長	金本　昭彦

厚生労働省	
社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐	大熊　高司 〇

国民健康保険中央会	
介護保険部障害者給付課長	室伏　正人
介護保険部障害者給付課課長代理	高橋　亨
介護保険部障害者給付課主事	須田　陽子

◎座長
〇座長代理

４－３. 障害者総合支援法等審査事務研究会開催状況

会　議　名	開催時期	議　題
【第１回】 第一回研究会 （研究会・WG合同会議）	2018年7月27日	①今年度の検討スケジュール等について ②新たな審査支払事務実施後の審査状況について（速報） ③市町村等審査事務実態調査について ④自治体職員等向けの研修について ⑤査定の導入に向けた検討課題
【第２回】 第二回ワーキング	2018年10月5日	①市町村等審査事務実態調査について ②台帳情報等参照機能について ③一次審査等の実施について ④請求時の点検機能強化について
【第３回】 第三回ワーキング	2018年12月27日	①市町村等審査事務実態調査について ②台帳情報等参照機能について ③一次審査等の実施について ④統計機能の拡充について ⑤請求関係資料の掲載について
【第４回】 第四回ワーキング	2019年1月31日	①請求時の点検機能強化について ②台帳情報等参照機能について ③一次審査等の実施について ④査定の導入に向けた検討課題について ⑤事業所向けマニュアルの改善について
【第５回】 第二回研究会 （研究会・WG合同会議）	2019年3月6日	①2018年度障害者総合支援法等審査事務研究会報告書（案）について 「障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査支払事務の効果的、効率的な実施について～2019年度実施（第二段階）分～」 ②新たな審査支払事務実施後の審査状況について（2018年4月～12月） ③市町村等審査事務実態調査報告について ④自治体・国保連合会新任担当職員向け研修の実施報告について

4－4. 今年度のスケジュールについて
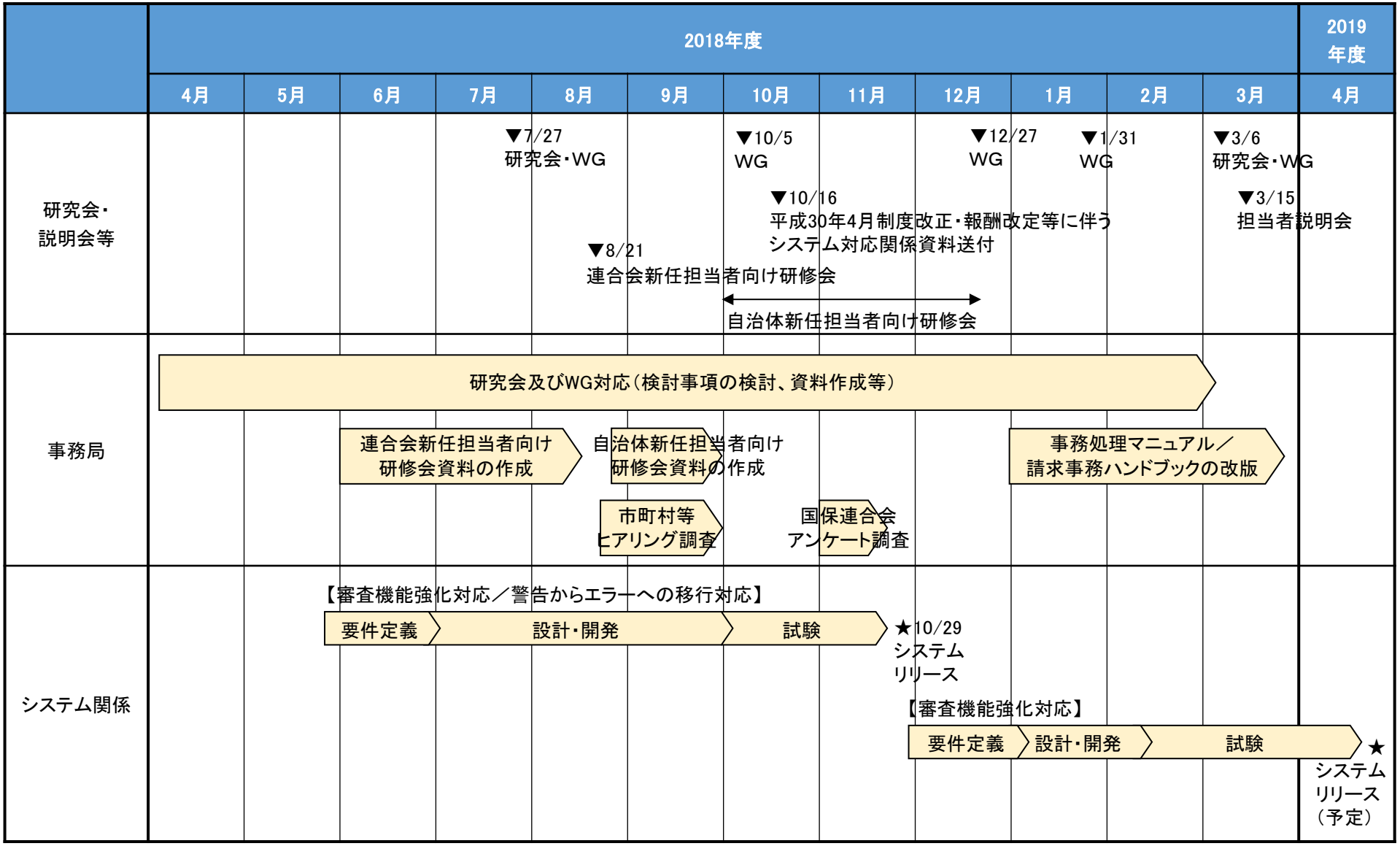
〇審査支払事務の実施（2019年4月）にかかる研究会等とシステム関係の開発スケジュールは以下のとおり。